

# **All-Optical Connect 契約約款**

2025 年 10 月 9 日

株式会社オプテージ

## 第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 用語の定義

## 第2章 All-Optical Connect の提供区域等

第4条 All-Optical Connect の提供区域等

## 第3章 契約

第5条 All-Optical Connect の品目等

第6条 契約の単位

第7条 共同契約

第8条 専用回線の終端

第9条 申込の方法

第10条 申込の承諾

第11条 最低利用期間

第12条 契約者数の変更

第13条 専用回線の利用の一時中断

第14条 All-Optical Connect 利用権利の譲渡の禁止

第15条 契約者が行う契約の解除

第16条 当社が行う契約の解除

第17条 その他の提供条件

## 第4章 付加機能

第18条 付加機能の提供

第19条 付加機能の最低利用期間

第20条 付加機能の廃止

## 第5章 利用中止および利用停止

第21条 利用中止

第22条 利用停止

## 第6章 通信

第23条 専用回線の利用の制限

## 第7章 料金等

第1節 料金および工事に関する費用

第24条 料金および工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第25条 料金の支払義務

第26条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算等

第27条 料金の計算方法等

第28条 料金等支払いの連帯責任

## 第4節 割増金および遅延損害金

### 第29条 割増金

### 第30条 遅延損害金

## 第8章 保守

### 第31条 契約者の維持責任

### 第32条 契約者の切分責任

### 第33条 修理または復旧の順位

## 第9章 損害賠償

### 第34条 責任の制限

### 第35条 免責

## 第10章 雑則

### 第36条 承諾の限界

### 第37条 利用に係る契約者の義務

### 第38条 他人に使用させる場合の契約者の義務

### 第39条 契約者からの専用回線の設置場所の提供等

### 第40条 All-Optical Connect の技術資料の閲覧

### 第41条 法令に規定する事項

### 第42条 閲覧

## 別記

- 1 All-Optical Connect の提供区域等
- 2 契約者の地位の継承
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 契約者からの専用回線の設置場所の提供等
- 5 自営端末設備の接続
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 9 当社の維持責任
- 10 新聞社等の基準
- 11 技術資料の項目

## 料金表

### 通則

#### 第1表 料金

##### 第1 適用

##### 第2 料金額

#### 第2表 工事に関する費用

第 1 工事費

第 2 工事費の額

附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 株式会社オプテージ（以下「当社」といいます。）は、この All-Optical Connect 契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより All-Optical Connect を提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は前項の変更を行う場合は、この約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびに効力発生時期を契約者に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知します。

3 契約者は、当社が行う前項の周知をもって、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づく契約者への説明とすることについて合意します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語                        | 用語の意味                                                                                                      |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 電気通信設備                  | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備                                                                                |
| 2 電気通信サービス                | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。                                                           |
| 3 All-Optical Connect     | 契約の申込等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線を使用して、符号の伝送を行う電気通信サービス                                                    |
| 4 All-Optical Connect 取扱所 | All-Optical Connect に関する業務を行う当社の事業所                                                                        |
| 5 専用回線                    | All-Optical Connect の契約に基づいて設置される電気通信回線                                                                    |
| 6 自営端末設備                  | 契約者が設置する端末設備                                                                                               |
| 7 自営電気通信設備                | 当社が別に定める電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの                                                               |
| 8 技術基準                    | 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）の技術的条件                                                                           |
| 9 消費税相当額                  | 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額 |

## 第2章 All-Optical Connect の提供区域等

(All-Optical Connect の提供区域等)

第4条 All-Optical Connect は、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第3章 契約

(All-Optical Connect の品目等)

第5条 All-Optical Connect には、料金表第1表(料金)に規定する品目等があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、専用回線1回線ごとに1の契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の専用回線について契約者が2人以上となる契約(以下「共同契約」といいます。)を締結します。

(専用回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、回線終端装置または配線盤等を専用回線の終端とします。

2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(申込の方法)

第9条 申込をするときは、次に掲げる事項について当社が指定する方法により契約の申込みを行っていただきます。

- (1) All-Optical Connect の品目等
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端場所
- (4) その他申込の内容を特定するための事項

(申込の承諾)

第10条 当社は、申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。

- (1) 専用回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が All-Optical Connect の料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第 11 条 All-Optical Connect には、料金表第 1 表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して 1 年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第 1 表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

(契約者数の変更)

第 12 条 契約者は、契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに契約者となる者または利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書により契約事務を行う All-Optical Connect 取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の申込があったときは、第 10 条（申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(専用回線の利用の一時中断)

第 13 条 当社は、契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(All-Optical Connect 利用権利の譲渡の禁止)

第 14 条 All-Optical Connect 利用権（契約者が契約に基づいて All-Optical Connect の提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第 15 条 契約者は、契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社が指定する方法により契約事務を行う All-Optical Connect 取扱所に通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第 16 条 当社は、第 22 条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線について、契約者がなおその事実を解消しない場合は、その専用回線に係る契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第 22 条（利用停止）第 1 項各号、第 2 項または第 3 項の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線の利用停止をしな

いでその専用回線に係る契約を解除することがあります。

- 3 当社は、天災、事変その他の非常事態により、**All-Optical Connect**に係る電気通信設備が故障または滅失した場合であって、その修理または復旧が困難であると判断したときは、その専用回線に係る契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第17条 契約に係るその他の提供条件については、別記2および3に定めるところによります。

## 第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)または当社が別途定めるところにより付加機能を提供します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その請求を承諾しないことがあります。

- (1) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求した契約者が、第22条(利用停止)第1号各項、第2項または第3項の規定のいずれかに該当し、**All-Optical Connect**の利用を停止されている、または契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、第37条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (6) その他当社の**All-Optical Connect**に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(付加機能の最低利用期間)

第19条 付加機能(料金表第1表(料金)に規定するクロスコネク機能に限りま  
す。以下この条において同じとします。)には、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、付加機能の提供を開始した日から起算して1年間としま  
す。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能の廃止またはその付加機能に係る契約の解除があった場合は、第25条(料金の支払義務)および料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間(解除のあった日の翌日から起算して最低利用期間の満了

日までとします。)に対応する付加機能利用料(料金表第1表(料金)に規定するクロスコネクト機能に限ります。以下この条において同じとします。)に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(付加機能の廃止)

第20条 当社は、次の場合には、付加機能を廃止します。

(1) 契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。

(2) その付加機能の提供を受けている契約の解除があったとき。

2 前項に規定するほか、当社は、その付加機能の提供を継続するにあたり、料金表第1表(料金)に規定する提供条件を満たさなくなったときは、その付加機能を廃止することがあります。

## 第5章 利用中止および利用停止

(利用中止)

第21条 当社は、次の場合には、専用回線の利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守または工事上やむを得ないとき。

(2) 第23条(専用回線の利用の制限)の規定により、専用回線の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により専用回線の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内に当社が定める期間(その専用回線の料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった All-Optical Connect の料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。)、その All-Optical Connect の利用を停止することがあります。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 申込にあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(3) 契約者の氏名等の変更の届出にあたって、当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4) 第37条(利用に係る契約者の義務)または第38条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。

- (5) 当社の承諾を得ずに、専用回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (6) 専用回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を専用回線から取りはずさなかったとき。
- (7) 前6号のほか、この約款の規定に反する行為であつて、当社の **All-Optical Connect** に関する業務の遂行または当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、契約者が当社と当社の提供する電気通信サービスに係る契約を締結している場合において、その電気通信サービスに係る契約約款等の定めによりその電気通信サービスが利用停止となるときは、その契約者に係る **All-Optical Connect** の利用を停止することがあります。
- 3 前2項に規定するほか、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、通信を継続して行うことについて **All-Optical Connect** の提供に重大な支障があると当社が認めるときは、当社は、その **All-Optical Connect** の利用を停止することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により、**All-Optical Connect** の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

## 第6章 通信

### (専用回線の利用の制限)

第23条 当社は、**All-Optical Connect** の全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りです。）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

| 機関名    |
|--------|
| 気象機関   |
| 水防機関   |
| 消防機関   |
| 災害救助機関 |

警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国または地方公共団体の機関

## 第 7 章 料金等

### 第 1 節 料金および工事に関する費用

（料金および工事に関する費用）

第 24 条 当社が提供する All-Optical Connect の料金は、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する All-Optical Connect の工事に関する費用は、工事費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

### 第 2 節 料金等の支払義務

（料金の支払義務）

第 25 条 契約者は、その契約に基づいて当社が All-Optical Connect または付加機能の提供を開始した日から起算して契約の解除または付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

ただし、付加機能利用料について料金表第 1 表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 前項の期間において、All-Optical Connect を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

（1）次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

（2）前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、All-Optical Connect を

利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

| 区別                                                                                                                                                          | 支払いを要しない料金                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態（その専用回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線（その専用回線の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金 |
| 2 当社の故意または重大な過失によりその専用回線を全く利用できない状態が生じたとき。                                                                                                                  | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するその専用回線（その専用回線の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金                               |

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 第2項の規定にかかわらず、その専用回線に係る料金の扱いについて、料金表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

#### （工事費の支払義務）

第26条 契約者は、申込または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除またはその工事の請求の取消し（以下この節において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### 第3節 料金の計算等

##### （料金の計算方法等）

第27条 料金の計算方法ならびに料金および工事に関する費用の支払方法は、料金

表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第 28 条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用または割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

#### 第 4 節 割増金および遅延損害金

(割増金)

第 29 条 契約者は、料金または工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合はその免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第 30 条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第 8 章 保守

(契約者の維持責任)

第 31 条 契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 32 条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が専用回線に接続されている場合であって、専用回線を利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、All-Optical Connect 取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要

した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理または復旧の順位）

第 33 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 23 条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその機関との契約に係る電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の専用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

| 順位 | 機関名                                                                                                                                           |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 気象機関<br>水防機関<br>消防機関<br>災害救助機関<br>警察機関<br>防衛機関<br>輸送の確保に直接関係のある機関<br>通信の確保に直接関係のある機関<br>電力の供給の確保に直接関係のある機関                                    |
| 2  | ガスの供給の確保に直接関係のある機関<br>水道の供給の確保に直接関係のある機関<br>選挙管理機関<br>別記 10 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関<br>預貯金業務を行う金融機関<br>国または地方公共団体の機関（第 1 順位となるものを除きます。） |
| 3  | 第 1 順位および第 2 順位に該当しないもの                                                                                                                       |

## 第 9 章 損害賠償

（責任の制限）

第 34 条 当社は、All-Optical Connect を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線が全く利用できない状態（その専用回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第 25 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害

を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、専用回線が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第 25 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応するその専用回線に係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（その専用回線の一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意または重大な過失により All-Optical Connect の提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

（注）この条の第 2 項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

（免責）

第 35 条 当社は、専用回線の設置、撤去、修理または復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

## 第 10 章 雑則

（承諾の限界）

第 36 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第 37 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

（1）当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその専用回線に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) 当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、この条の規定に違反してその専用回線を亡失したまたはき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第 38 条 契約者は、その専用回線を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 契約者は、その専用回線に関する料金または工事に関する費用のうち、その専用回線を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線に接続する自営端末設備または自営電気通信設備のうち、その専用回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) この条の第 3 号に規定する当社が別に定める事項は、次の掲げるこの約款の規定の適用とします。

ア 第 31 条 (契約者の維持責任)

イ 第 32 条 (契約者の切分責任)

ウ 別記 5 (自営端末設備の接続)

エ 別記 6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記 7 (自営電気通信設備の接続)

カ 別記 8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの専用回線の設置場所の提供等)

第 39 条 契約者からの専用回線の設置場所の提供等については、別記 4 に定めるところによります。

(All-Optical Connect の技術資料の閲覧)

第 40 条 当社は、当社が指定する All-Optical Connect 取扱所において、All-Optical Connect を利用するうえで参考となる別記 11 の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第 41 条 All-Optical Connect の提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記 5 から 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第 42 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 別記

### 1 All-Optical Connect の提供区域等

All-Optical Connect は、次に掲げる都道府県の区域のうち、当社が別途定める提供区域において提供します。

| 都道府県の区域                                  |
|------------------------------------------|
| 東京都、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 |

### 2 契約者の地位の継承

- (1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行う All-Optical Connect 取扱所に届け出ていただきます。

### 4 契約者からの専用回線の設置場所の提供等

- (1) 専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この別記4において同じとします。）または建物内において、当社が専用回線を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。  
ただし、契約者からの要請があったときは、契約者の費用負担において、契約者と当社が合意するところにより、当社が専用回線の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社が契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、専用回線の終端のある構内または建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

### 5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その専用回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第 53 条第 2 項（同法第 104 条第 4 項において準用する場合を含む。）、同法第 58 条（第 104 条第 7 項において準用する場合を含む。）または同法第 65 条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1) から (4) の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を専用回線から取りはずしていただきます。

## 7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その専用回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(4) の規定に準じて取り扱います。

(6) 契約者は、その専用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

## 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

## 9 当社の維持責任

当社は、専用回線を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

## 10 新聞社等の基準

| 区分      | 基準                                                                                                                        |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 新聞社   | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社<br>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的としてあまねく発売されること。<br>(2) 発行部数が、1 の題号について 8,000 部以上であること。 |
| 2 放送事業者 | 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）              |

|       |                                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 通信社 | 新聞社または放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 11 技術資料の項目

自営端末設備または自営電気通信設備に係る接続条件

- （1）物理的条件
- （2）電气的条件
- （3）論理的条件
- （4）光学的条件

（注）品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## 料金表

### 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日に専用回線の提供の開始があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日に契約の解除があったとき。
  - (3) 暦月の初日に専用回線の提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
  - (4) 第 25 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
- 3 2 の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金および工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する All-Optical Connect 取扱所または金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金および工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5 および 6 の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2 か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金または工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 8 に規定する当社が別に定める条件は、前受金に利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

9 All-Optical Connect に関する料金額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生しまたは発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金または工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の All-Optical Connect 取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

## 第1表 料金

### 第1 適用

#### 1 品目に係る料金の適用

当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。

| 品目      | 内容                  |
|---------|---------------------|
| 100Gb/s | 100Gbps の符号伝送が可能なもの |
| 400Gb/s | 400Gbps の符号伝送が可能なもの |

#### 2 最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金の適用

- (1) All-Optical Connect には、最低利用期間があります。
- (2) 契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第25条（料金の支払義務）および料金表通則の規定に係わらず、残余の期間に対応する料金に相当する額を、一括して支払っていただきます。

#### 3 サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

- (1) 当社は、当社が別に定める提供区間において、契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態（その専用回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度になる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第32条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その時刻とします。）とします。）から起算して6時間以上その状態が連続した場合、当該状態が発生した月の翌月10日までに当社所定の様式により契約者から申告があり、当社がこれを認めた場合に限り、その契約に係る料金（以下、「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

ア 第21条（利用中止）の規定により利用中止としたとき。

イ 第22条（利用停止）の規定により利用停止としたとき。

ウ 天災、事変その他の非常事態により停止としたとき。

- (2) (1) に規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線を全く利用できない状態が連続した時点における、第2（料金額）に規定する基本額に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| (1) に規定する状態が連続した時間 | 料金返還率 |
|--------------------|-------|
| 6時間以上8時間未満         | 10%   |
| 8時間以上48時間未満        | 25%   |
| 48時間以上             | 50%   |

- (3) 当社は、(2)の規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次のアまたはイの規定により算出した料金額（以下、「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

ア イ以外の場合

その暦月におけるその契約に係る料金（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の2および3の規定に基づき算出した額とします。）の額（第25条（料金の支払義務）第2項の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

イ その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月および翌暦月について、それぞれアの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

- (4) (1)の場合において、その専用回線を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（(3)のイの規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

- (5) この規定による料金の返還と4から5までの規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、5の規定に定めるところによります。

#### 4 サービス品質（回線稼働率）に係る料金の適用

- (1) 当社は、当社が別に定める提供区間において、契約者の責めによらない理由により、その専用回線を全く利用できない状態が生じた場合の時間（第32条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その時刻とします。）から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）に対して、当該状態が発生した月の翌月10日までに当社所定の様式により契約者から申告があり、当社がその申告に基づき調査した結果、その状態の月間累積時間（以下「回線稼働率返還対象時間」といいます。）が7時間12分以上となると判断した場合に限り、その契約に係る料金（以下「回線稼働率返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、回線稼働率返還対象時間については、当社にて計測することとし、次の場合には、この限りではありません。

ア 第21条（利用中止）の規定により利用中止としたとき。

イ 第22条（利用停止）の規定により利用停止としたとき。

ウ 天災、事変その他の非常事態により停止としたとき。

- (2) (1) に規定する回線稼働率返還料金額は、その専用回線を全く利用できない状態が連続した時点における、第 2 (料金額) に規定する基本額に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| 回線稼働率返還対象時間              | 料金返還率 |
|--------------------------|-------|
| 7 時間 12 分以上 14 時間 24 分未満 | 1 %   |
| 14 時間 24 分以上 36 時間未満     | 3 %   |
| 36 時間以上 72 時間未満          | 5 %   |
| 72 時間以上                  | 10%   |

- (3) 当社は、(2) の規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次のアまたはイの規定により算出した料金額を上限として返還します。

ア イ以外の場合

その暦月におけるその契約に係る料金（その暦月において料金表通則の 2 の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の 2 および 3 の規定に基づき算出した額とします。）の額（第 25 条（料金の支払義務）第 2 項の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

イ その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月および翌暦月について、それぞれアの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

- (4) この規定による料金の返還と 3 または 5 までの規定による料金の返還を 1 の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、5 の規定に定めるところによります。

## 5 サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用

- (1) 当社は、第 10 条（申込の承諾）の規定により **All-Optical Connect** に係る契約の申込を承諾した場合において、当社とその契約者とがその専用回線の提供の開始を合意した日（以下「開通予定日」といいます。）に、その契約者の責めによらない理由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合、その専用回線の提供を開始した月の翌月 10 日までに当社所定の様式により契約者から申告があり、当社がこれを認めた場合に限り、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を 1 日とした日数とします。以下「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その契約に係る料金（以下「開通遅延期間返還料金額」といいます。）を返還します。

- (2) (1) に規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における第2 (料金額) に規定する基本額に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| 開通遅延日数        | 料金返還率                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------|
| 1 日           | 10%                                                     |
| 2 日以上 15 日未満  | 開通遅延日数が 1 日となる場合に適用される料金返還率に 1 日を超える 1 日ごとに 1 %を加算した率   |
| 15 日          | 25%                                                     |
| 16 日以上 28 日未満 | 開通遅延日数が 15 日となる場合に適用される料金返還率に 15 日を超える 1 日ごとに 2 %を加算した率 |
| 28 日以上        | 50%                                                     |

- (3) 当社は、(2) の規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次のアまたはイの規定により算出した料金額を上限として返還します。

ア イ以外の場合

その暦月におけるその契約に係る料金（その暦月において料金表通則の2の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の2および3の規定に基づき算出した額とします。）の額（第25条（料金の支払義務）第2項の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。）

イ その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月および翌暦月について、それぞれアの規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

- (4) 3から5までの規定のうちいずれか2以上を1の暦月に同時に適用する場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、回線稼働率返還料金額および開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

## 第2 料金額

### 1 基本額

月額

| 品目      | 単位         | 料金額           |
|---------|------------|---------------|
| 100Gb/s | 1 の専用回線ごとに | 当社が別途契約者に示す金額 |
| 400Gb/s |            |               |

### 2 付加機能利用料

#### (1) クロスコネクト機能

月額

| 料金種別                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 単位         | 料金額           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------|
| 専用回線の終端において他の電気通信サービス等と接続する機能                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1 の専用回線ごとに | 当社が別途契約者に示す金額 |
| <p>備考</p> <p>1 当社は、All-Optical Connect の契約者に限り、この機能を提供します。</p> <p>2 当社は、専用回線の終端がデータセンター（All-Optical Connect に係る電気通信設備と他の電気通信サービス等とを接続するために必要な設備が整ったデータセンターに限り、）内の当社が指定する場所となる場合に限り、この機能を提供します。</p> <p>3 この機能の利用を希望する者は、その All-Optical Connect の申込と同時に、この機能の申込を行っていただきます。</p> <p>4 契約者は、この機能の廃止の申込を行うときは、同時にその All-Optical Connect の契約の解除の申込を行っていただきます。</p> <p>5 当社は、この機能の最低利用期間を1年間とします。</p> <p>6 当社は、この機能に起因してその専用回線が全く利用できない状態となった場合は、第25条（料金の支払義務）第2項第2号の規定および料金表第1表第1の3から5の規定は適用しません。</p> <p>7 当社は、この機能に起因してその専用回線が全く利用できない状態となった場合は、第34条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その契約者の損害を賠償しません。</p> <p>8 当社は、この機能の利用に起因する契約者または第三者の損害について、当社の故意または重大な過失による場合を除き、責任</p> |            |               |

を負いません。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

| 区分             | 内容                                         |
|----------------|--------------------------------------------|
| (1) 専用回線工事費の適用 | 専用回線工事費は、工事を要することとなる専用回線について、1の工事ごとに適用します。 |
| (2) 付加機能工事費の適用 | 付加機能工事費は、付加機能に関する工事費を要する場合に適用します。          |

第2 工事費の額

| 工事の種類   | 工事費の額         |
|---------|---------------|
| 専用回線工事費 | 当社が別途契約者に示す金額 |
| 付加機能工事費 | 当社が別途契約者に示す金額 |

附則

（実施期日）

この約款は、2025 年 10 月 9 日から実施します。